

危機管理マニュアル (火災・台風など風水害・地震)

特定非営利活動法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター

児童発達支援 ぽてと

放課後等デイサービス ぽてと

災害管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは全ての職員が災害等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、通所児童・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機の定義と摘要

当事業所における危機とは、火災、風水害、地震、その他天災において、通所児童及び職員に対して安全を脅かす事象を対象とする。その範囲は、全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての通所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を支持する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の通りとする。

- ① 理事長
- ② 各部署リーダー
- ③ 各部署サブリーダー
- ④ 管理責任者（安全・環境・感染など）

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、的確な指示を職員に伝えること。

2 園内において危機的状況が発生した指揮権順位

通常の療育中に危機的状況が発生した場合においても基本的指揮権に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

3 屋外療育における指揮権順位

- ① 各部署リーダー
- ② 各部署サブリーダー
- ③ 管理責任者（安全・環境・感染など）
- ④ 引率の職員（単独での散歩の場合など）

II 危機における対応と予防

1 火災時における予防と対応

消防防災計画規定第 22 条及び児童福祉施設最低基準第6条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。』と規定されている。事業所で行う避難訓練は、様々な災

害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併施設や近隣住民および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

(1) 事前の環境整備

(2) 避難訓練実施計画

- ・併施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- ・消火訓練を実施する。(初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど)
- ・通報訓練を実施する。(消防署・併施設・近隣住民)
- ・避難通路・経路の確認をする。
- ・火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

(3) 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する(ぼてとに留まるもしくは自衛隊駐屯地へ避難する)。
- ・保護者から緊急時連絡先を聴取して、非常時に持ち出しができるよう整理集約をする。

(4) 施設設備の点検等

- ・出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- ・万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ・防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ・職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ・緊急時連絡用の掲示をする。

(5) 火災発生時の手順

① 発生時の基本的なながれ

火災発見→ 報告→ 通報連絡→ 避難誘導→ 初期消火

② 療育中に火災が発生した場合

- ・火災の発生を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。(発見者が通報者・初期消火者を指名する)
- ・知らせを受けた職員は、すみやかに理事長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ・第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ・各職員は、理事長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ・消防署への通報

- ・子どもの避難誘導（名簿にて子どもの人数の把握及び責任者への報告）
- ・地域住民・関係機関への連絡
- ・落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- ・出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ・安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。（可能であれば、保護者連絡先の入力された携帯電話を持って避難する。）
- ・火災により翌日以降営業を行うことが困難な場合は、理事長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

2 台風など風水害における対応と予防

(1) 風水害及び台風

- ① 事業所で療育中に風水害及び台風が発生した場合
 - ・強風や大雨の際は、保育室で児童たちが落ち着けるように配慮する。
 - ・風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。
 - ・漏水等を発見したら速やかに理事長へ報告する。
 - ・睡眠をとる場合は、窓からできるだけ離れた場所で寝るよう配慮する。
 - ・停電の可能性も視野に入れ懐中電灯や予備バッテリーを確認し点検をする。
- ② 療育開始前に風水害及び台風が発生した場合
 - ・出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する
 - ・交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合はできるだけ事業所に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
 - ・児童の受け入れは、基本的に施設に異常がなければ、通常の療育を行うが、早めの送迎に協力してもらうよう保護者に声をかける。
- ③ 風水害等により施設に被害が出た場合
 - ・風水害等により施設に被害が出た場合、児童の安全を最優先に被害のない箇所にて療育を行い、できるだけ早めに送迎を行う。
 - ・翌日以降の業務について理事長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

(2) 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、施設内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、散歩等の外出時に落雷の発生を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

- ① 施設内で療育中に落雷が発生した場合
 - ・落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、

このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。

- ・周囲の木より高い木の幹に寄りそい雨宿りすることも前項の理由による避けること

3 地震発生時における予防と対応

(1) 予防（事前の環境整備）

当事業所で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、利用者の生命を守る為の具体的な方法を職員一人一人及び利用者が身につけるためのものである。

そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応が出来る様環境を整えておくことが大切である。

① 避難訓練実施計画

- ・緊急避難訓練の実施（児童と職員が地震の時一時退避場所への移動など）
- ・安全確認訓練の実施（職員が園児の人数・安全確認をする）
- ・避難通路・経路の確認
- ・災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担を確認

② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における当事業所の対応及び避難先を周知する
- ・保護者から緊急時連絡先を聴取して、非常持ち出しが出来るよう整理集約する

③ 施設設備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品などの転倒防止がなされているか点検する
- ・地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ・避難経路に障害物等がないことを常に確認する
- ・防火責任者を明示し、責任もって日常の点検と整備をきちんとする
- ・職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する
- ・緊急時連絡掲示用の掲示物を想定しておく（ぽてとから自衛隊へ避難時に「自衛隊へ行きます」などの書面など）

④ 大地震発生時の対応

① 施設内で地震がおきた場合

- ・避難誘導・救護係は、児童に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ・避難誘導・救護係は、棚・窓ガラス・大型遊具、その他倒れやすいものなどから児童を遠ざける。
- ・児童及び職員は、机などの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ・職員は、できるだけ速やかに戸や、窓等を開けて避難口を確保する。

- ・乳児など介助を必要とする児童は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ・揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確保を行い初動消化係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、理事長又は代理へ報告する。
- ・避難誘導・救護係は指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- ・初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

② 屋外で地震がおきた場合

- ・屋外では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
- ・地面の亀裂・陥没・隆起に注意する。
- ・プールでは、素早く水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- ・どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに職員は、児童の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機すること。

③ 屋外療育で地震がおきた場合

- ・揺れを感じたらただちに児童を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まりを待つ。その後速やかに人員の確認をする。
- ・切れた電線には絶対触らないよう児童に注意する。
- ・ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ・携帯電話で事業所に連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。連絡がつかない場合は、必要があれば職員が応援を求めに行く。その他の職員は児童と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ・海の場合は津波を想定して、速やかに高い場所に避難する。
- ・全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に戻る。

④基本送迎中屋外地震発生時対応参考とする。

- ・運転手は送迎道中、安全に車を停車できる場所があるか、把握・確認しておく。
- ・運転中は速やかに停車し、安全な場所に移動してから、ぽてとと連絡をとり指示をうける。
- ・保護者と通所してきたときは、居合わせた保護者に協力を求め、退避行動を指示する。
- ・理事長は、災害の状況により、その後の業務が維持できるかどうかの判断をし、立て札又は張り紙にて・基入口付近に掲示する。
- ・ぽてと近くに居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに応援に来ることとする。

⑤ 避難

大地震が起きてもすぐに事業所を離れるのではなく、事業所や周囲に火災が発生したり、その恐れがある時やほてとの被災が大きく危険であると判断した時に避難地や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。

・震災救援所への避難

事業所より避難の際は、行政が事前に指定する震災救援所の状況を把握しながら避難する。

日頃より経路を把握し、児童を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は児童の安全確保を第一とするが、出席簿、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

・事業所を離れる際の注意

事業所を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず行き先がわかる様に門や建物などに掲示する。

⑥ 児童又は職員が負傷した場合

・応急処置は、日頃より事業所に備えてある救急薬品で手当とする。

・中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、医療救護所で手当を受ける。

・さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定する後方医療施設に搬送され治療を受ける。

4 警戒宣言が出された場合の対応

(1) 警戒宣言が出された場合の児童の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、児童はすみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。

・各家庭ごとに理事長、各職員が緊急連絡表を使い連絡速やかに迎えを要請する。

その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。

・児童の引き渡しは、理事長又は代理の指示によって行う。

・引き渡しは、原則として保育室で行い、確認のサインをもらう

・可能なかぎり、児童は保護者又は代理人に引き渡す。

もし、届け出た代理人でない場合は、職員と理事長立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい児童本人にも確認をして、引き渡すこととする。

附則

このマニュアルは平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

平成 30 年 5 月 1 日に改定。

令和 2 年 2 月 10日に改定。

地震発生から時間別対応表

	避難誘導・救護係	情報伝達・指示係	初動消火係
発 災	<ul style="list-style-type: none"> ◆誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を確保する ・園庭に避難させる ・一時避難完了後理事長に人数等の報告をする ◆救護 <ul style="list-style-type: none"> ・救急用品を確保する ・負傷した児童の応急処置などを行う ・救護スペースの設置確保を行う ・情報伝達係へ報告をする 	<ul style="list-style-type: none"> ◆確認 <ul style="list-style-type: none"> ・震災を周知させる ・火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする ・児童及び職員の安全確認と人数確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初動対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火の元を閉じる ・配電盤点検、ガス漏れ点検 ・火災発生の場合は初期消火行動に移る
1 時 間 6 時 間 2 3 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を保護し、保護者へ引き渡す。 ・残留児童を安全な場所へ移動させて保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検及び確認 ・周囲の建物の状況確認 ・テレビ・ラジオ等による情報聴取 ・職員の役割分担、指揮権を確認 ・避難所への経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検及び確認 ・周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認 ・近隣住民が避難してきた場合の対処を行う ・事実の状況確認は情報伝達係へ伝える
1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を保護し、保護者へ引き渡す ・児童を避難地に移送する 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により職員を帰宅させる ・避難地に移動する際の職員を確保する 	
3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所再開の組織づくり ・職員の確保 ・保育室の確保—施設内で使用可能な部屋の確認 ・児童・保護者の居住状況の確認 ・再開の際の周知方法を検討する ・臨時編成を検討し、最低限の書類を事前に作成 		

災害時の対応・体制

1 災害時における緊急の組織体制（災害対策室）

（1）災害対策室の設置時期

災害対策室を、震度6強以上の地震、床上浸水以上の風水害、火災の大災害発生時に設置。

（理事長の指示による。理事長不在時には、職制最上位の者が判断。）

（2）対策室の設置場所 ： 児童発達支援事業所 ぽてと （大島郡知名町下平川412番地）

必要機材	携帯電話、パソコン、複合機プリンター 事業所配置図、平面図、組織図、利用者名簿、職員名簿、 救急箱、非常用バッテリー、飲料水、非常食料、毛布など
------	--

（3）組織内容

（災害対策室）

